

○高齢者虐待事案対応要領の制定について

令和6年3月13日

道本安対第4305号(相・務・地・刑・捜1合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
高齢者虐待事案への対応については、これまで「高齢者虐待事案対応要領の制定について」(令5. 1. 25道本安対第3581号。以下「旧通達」という。)に基づいて実施してきたところであるが、この度、通報要領のうち、電子メールによる通報票の送付が可能となったことから、旧通達について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「高齢者虐待事案対応要領」を定め、令和6年3月18日から実施することとしたので、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

高齢者虐待事案対応要領

第1 目的

この要領は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)に基づき、高齢者虐待事案(その疑いがあると認められる事案を含む。以下同じ。)を認知した場合における迅速な措置、市町村を始めとする関係機関との連携など、高齢者の安全の確保を最優先とした高齢者虐待事案への的確な対応を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 養護者 高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう。
- (3) 養介護施設従事者等 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいう。
- (4) 養介護施設又は養介護事業 次表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるものをいう。

養介護施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養介護施設 ○老人福祉施設 ○有料老人ホーム
	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する養介護施設 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○地域包括支援センター
養介護事業	老人福祉法に規定する養介護事業 ○老人居宅生活支援事業
	介護保険法に規定する養介護事業 ○居宅サービス事業 ○地域密着型サービス事業 ○居宅介護支援事業 ○介護予防サービス事業 ○地域密着型介護予防サービス事業 ○介護予防支援事業

- (5) 高齢者虐待 養護者又は養介護施設従事者等による次に掲げる行為をいう。  
ア 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 養護の著しい怠り

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をいい、養護者による場合にあつては、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為を放置するなど養護を著しく怠ることを含み、養介護施設従事者等による場合にあつては、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることを含む。

ウ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

オ 経済的虐待

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等が、当該高齢者の財産を不当に処分し、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 第3 事案を認知した場合の対応

#### 1 本部対処体制への速報

高齢者虐待事案を認知したときは、警察署長に速報するとともに、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」（令2. 2. 6道本安対第3595号）に定めるところにより、本部対処体制（警察本部及び方面本部に確立された人身安全関連事案について一元的に対処するための体制をいう。以下同じ。）に速報し、危険性・切迫性の組織的判断、刑事部門等関係部門間の連携など被害者の安全確保を最優先として対処すること。

#### 2 高齢者虐待事案への迅速・的確な対応

高齢者虐待事案については、家庭内、養介護施設等で行われるなど潜在性が高く虐待行為が常態化して高齢者から相談がなされないことが多いなど、早期に発見することが困難な場合があることから、事案の認知段階から高齢者の保護が図られるまで関係部門が緊密に連携し、被害の拡大防止に向けて高齢者の安全の確保を最優先とした迅速・的確な対応を徹底すること。

#### 3 身体確認、事情聴取等による安全の確認

高齢者虐待事案を認知したときは、直ちに現場臨場し、高齢者の身体を目視確認するとともに、高齢者、養護者、親族等から事情聴取するほか、必要に応じて通報者、付近住民等から事情聴取するなど、虐待事実の有無を総合的に判断すること。

#### 4 加害者との分離による安全の確保

高齢者の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるなど、危険性・切迫性が認められる場合は、当該高齢者を安全な場所に避難させて加害者との分離を図るなど、安全を確保すること。

#### 5 積極的な事件化

高齢者の負傷状況から、加害者と同居を継続させることが危険と認められる場合は、高齢者に被害の届出の意思がない場合であっても、客観的証拠の収集等に

より逮捕の必要性を判断の上、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、積極的な事件化を検討すること。

#### 6 加害者に対する指導、警告等の実施

虐待行為が刑罰法令に抵触する場合は迅速に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない又は立件に至らない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導、警告等を実施するなど、必要な措置を講ずること。

### 第4 市町村への通報（法第7条、第21条関係）

#### 1 速やかな通報

警察安全相談、事件捜査、急訴事案、保護取扱等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、次の区分により速やかに、市町村に通報すること。

##### (1) 養護者による高齢者虐待事案通報

法第7条第1項において「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定され、同条第2項において「前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。」と規定されている。

##### (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待事案通報

法第21条第1項において「当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定され、同条第2項において「前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定され、同条第3項において「前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。」と規定されている。

#### 2 通報窓口の確認

介護保険法により設置されている地域包括支援センター等において、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあり得るため、警察が認知した事案に係る通報窓口（執務時間外の窓口を含む。）については、各警察署において市町村高齢福祉担当課、地域包括支援センター等と協議の上あらかじめ定めておくこと。

#### 3 通報対象事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合も通報対象となるので留意すること。

##### (1) 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであることから、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者、関係者等からの聴取内容等から判断し、虐待が行われた可能性があるとは判断できる事案であれば通報すること。

(2) 加害者が養護者に該当するか否か判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に該当するか否かの判断が困難な場合があることから、加害者が被害高齢者と同居しているなど、養護者に該当する可能性が認められるときは、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から通報すること。

(3) 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症又は認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出がなされた場合のほか、申出が認知症に起因する被害妄想によるものと認められる場合であっても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断が困難であることから、虐待の疑いを払拭できないものとして、市町村における福祉的観点からの必要な措置を促すために通報すること。

(4) 配偶者からの暴力事案に該当する場合

高齢者が配偶者から虐待を受けた場合で、身体に対する暴力がなされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当することから、高齢者虐待事案として通報するほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について」（令3.9.8道本安対第2025号）に定める配偶者からの暴力事案としても対応し、「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成するなど、取扱状況を明らかにすること。

なお、被害高齢者を保護する必要がある場合において、引継先として、市町村、配偶者暴力相談支援センター又は民間シェルター等の施設のいずれを選定するかについては、被害高齢者の年齢、要望のほか、事案の危険性・切迫性に応じて関係機関と調整の上判断すること。

#### 4 通報要領

高齢者虐待事案を認知した場合は、人身安全関連事案として本部対処体制に速報し、警察署の生活安全課（これに相当するものを含む。以下単に「生活安全課」という。）において情報を集約した上で、警察署長から市町村に通報すること。

通報は、原則として人身安全管理システム（以下「管理システム」という。）に必要事項を入力して作成した高齢者虐待事案通報票（別記様式。以下「通報票」という。）により行うものとし、急を要する場合には、電話により通報し、後刻通報票により通報すること。

なお、通報にあっては、生活安全課の担当者があらかじめ市町村に通報先部署名、電話番号（執務時間外における連絡先等）を確実に確認するほか、通報票の作成にあっては、別紙1「高齢者虐待事案通報票作成に当たっての留意事項」を参照すること。

#### 5 通報後の措置結果の確認

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう生活安全課の担当者から市町村等の担当者に依頼すること。

なお、通報後市町村等から措置結果の連絡がない場合においては、おおむね1か月を目安として、生活安全課の担当者から市町村等の担当者に連絡して措置結果を確認するものとし、その結果を「人身安全対策カード」（別に通達で定める「人身安全対策カード」をいう。以下同じ。）に記録すること。

#### 第5 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

## 1 援助依頼の制度の趣旨

法第12条第1項において「市町村長は、立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。」と規定されている。

警察署長の援助とは、市町村長による高齢者虐待の調査等における職務執行の円滑な実施を目的として、警察が警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の法律により与えられている任務及び権限に基づいて行う措置である。したがって、警察官は市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行う趣旨ではないことに留意すること。

## 2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別紙2。以下「援助依頼書」という。）の提出を求めた上で、速やかに当該市町村の担当者と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討し、事案に応じた適切な援助に努めること。

緊急の場合は口頭により援助の依頼がなされることとなるが、対応後に必ず援助依頼書の提出を求めること。

事前協議の窓口は、生活安全課において行うこととし、現場において実際に援助に当たる職員については、必要に応じて各課と調整の上適切に対応すること。

## 3 援助の要件

援助を実施するのは、法第12条第3項において「高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき」と規定されていることから、援助の依頼を受けた場合には、法第9条第1項に規定する市町村が行う事実確認等のための措置状況を確認し、高齢者の安全の確認がなされていないなど、市町村の対応状況によって援助を実施するか否かを判断すること。

なお、援助の依頼を受けたが、援助を実施しないと判断した場合には、その理由、経緯等を措置経過に記録すること。

## 第6 その他

### 1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、警務部門、生活安全部門、地域部門、刑事部門等の関係部門間において情報を共有するなど、緊密な連携を図ること。

### 2 関係機関等との連携

事案認知の際はもとより、平素から各市町村担当課、民生委員等関係機関・団体等と情報を共有するなど、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるよう緊密な連携を図ること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村、地域包括支援センター等から当該ネットワークへの参加依頼を受けた場合には積極的に応じること。

### 3 指導・教養の徹底

高齢者虐待事案への適切な対応に資するため、法の趣旨、内容、具体的な対応要領等について、あらゆる機会を通じて指導・教養に努めること。

#### 4 報告要領等

##### (1) 報告要領

###### ア 通報票

高齢者虐待事案を取り扱った場合は、生活安全課の担当者が管理システムにより通報票を作成して印字出力し、警察署長の決裁を受けた後、執務時間内に本部対処体制に電話で報告すること。

報告を受けた本部対処体制は、管理システムにより印字出力して、その内容を確認すること。

###### イ 措置経過

警察における対応状況、市町村の措置結果、援助の依頼の結果等については、取扱いの都度、アの事項と同様の措置をとること。

###### ウ 援助依頼書

警察署長が市町村長から援助の依頼を受けた場合は、送付を受けた援助依頼書の写しを北海道警察WANシステム、ファクシミリ等により本部対処体制に送付すること。

##### (2) 文書の保存要領

通報票の原議及び市町村長から受領した援助依頼書（以下「通報票等」という。）については、当該高齢者虐待事案に係る人身安全対策カードとともに編さんすること。

#### 第7 経過措置

旧通達第4の4の事項により作成され現に保存されている通報票等及び旧通達第7の事項によりなお従前の例によることとされた通報票等の取扱いについては、なお従前の例による。

別記様式（第4の4の事項、第6の4の(1)のアの事項関係）

高齢者虐待事案通報票 市（町、村）長 殿 警察署長		第 号 年 月 日
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	
	電 話	（ ） — 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話	（ ） — 番
	高 齢 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 □子 □子の配偶者 □孫 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 □養護の著しい怠り □心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 □経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 電話（ ） — 番 内線	

注1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

## 別紙1（第4の4の事項関係）

### 高齢者虐待事案通報票作成に当たっての留意事項

#### 1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。

高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案として認知した日を発見年月日とすること。

#### 2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合においては、通報者の氏名は記載することなく「近隣住民からの通報」、「家族・親族からの通報」、「関係機関からの通報」、「施設関係者からの通報」等と記載することができる。

#### 3 「高齢者」欄

負傷、認知症等により、被害高齢者から人定事項等を聴取できない場合は、親族等から聴取するなど、できる限り記載すること。

#### 4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるか否か判明しない場合については「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係（双方に婚姻意思があり、婚姻と同様の生活状況が認められる関係）にある場合を含む。

同せい相手又は交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同せい相手」「交際相手」と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び第2号）の場合は、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等と簡潔に記載し、加害者の所属する施設、派遣元事業者等の名称等については、「虐待の内容」欄の記載内容の中に記載すること。

#### 5 「行為類型」欄

複数の事項を選択することが可能であり、該当する項目全てにチェックすること。

なお、虐待行為の定義については、第2の(5)の事項を参照すること。

#### 6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を用いることができる。

#### 7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対応する際に参考となると認められる事項がある場合に記載すること。

#### 8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者を記載すること。

#### 9 公印の押印

差出人に係る公印の押印は、省略することができる。

#### 10 その他

通報の際において、詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すること。



別紙2 (第5の2の事項関係)

高齢者虐待事案に係る援助依頼書 警察署長 殿		第 号 年 月 日 市 (町、村) 長
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
高 齢 者	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他( )
	(ふりがな)氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
養 護 者 等	生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
高 齢 者 と の 関 係	(ふりがな)氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )
	電 話	( ) - 番
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職	氏名
	電話 ( ) - 番 内線 携帯電話 - 番	

注1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。